

横浜市敬老特別乗車証交付事務取扱要綱の一部改正

横浜市敬老特別乗車証交付事務取扱要綱に次の条文を追加します。

(横浜市健康診査を受診した者に係る特例)

条例附則第3項に規定する「要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態をいう。）となることの予防のために社会参加を支援し、健康の保持増進を図る必要があると認めるもの」とは、条例附則第3項に規定する横浜市健康診査の結果等が、別表で定める区分のいずれかに該当するものとする。

別表

区分	横浜市健康診査の結果等の基準
1 糖尿病・循環器疾患かつフレイルの可能性がある者	糖尿病治療中若しくは中断した者 又は HbA1c の値が 7.0%以上の者 又は 脳卒中等循環器疾患がある者 かつ、健康診査票の質問項目で以下のいずれかに該当した者 (1) 現在の健康状態について、あまりよくない又はよくないと回答した者 (2) 6か月間で2～3kg以上の体重減少があったかについて、はいと回答した者 (3) 1年間に転んだことがあるかについて、はいと回答した者 (4) 週1回以上は外出しているかについて、いいえと回答した者

<p>2 低栄養状態かつ身体的フレイルのリスクがある者</p>	<p>次に掲げる【低栄養】及び【身体的フレイルリスク】の基準の両方を満たす者</p> <p>【低栄養】 BMI の値が 20.0 以下の者 かつ、 健康診査票の質問項目のうち、6 か月間で 2～3 kg 以上の体重減少があったかについて、はいと回答した者</p> <p>【身体的フレイルリスク】 健康診査票の質問項目において、以下に該当する者</p> <p>(1) 現在の健康状態について、あまりよくない又はよくないと回答した者 かつ、 (2) 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたかについて、はいと回答した者</p> <p>又は、</p> <p>(3) 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたかについて、はいと回答した者 かつ、 (4) 1 年間に転んだことがあるかについて、はいと回答した者</p>
---------------------------------	--